

報告第 8 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 10 月 27 日提出

多可町長 戸 田 善 規

専決第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成29年10月6日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び 事故発生年月日	賠償事故 平成29年9月17日
事故発生場所	兵庫県多可郡多可町加美区豊部250番地 加美コミュニティプラザ駐車場
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	
事故の概要	町所有の立て看板が倒れ、駐車場に停車していた■■ 氏所有の車に直撃し車が破損した。